

閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

資料

議案第 6 5 号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及び和解について

1 要旨

本件事故に関して、適正な損害賠償の額の算定を目的とし補償コンサルタントに調査・被害算定・算定額説明の業務委託を行った。先に示談が成立した建物復旧工事部分に引き続き、当該建物復旧工事部分以外の物損及び休業損害部分の報告があったので、これに基づき、和解するものである。

2 本件事故に係る経緯

令和7年6月19日、下水道本管の閉塞が原因となり、建物内において下水道汚水逆流事故が発生し、汚水が流出したことにより損害が生じた。

3 示談金の算定根拠

補償コンサルタントによる調査報告書

・ 1, 339, 600円

なお、本件事故については、令和7年9月4日付けで建物復旧工事部分の示談が成立しており、今回の建物復旧工事部分以外の物損及び休業損害の損害賠償額の決定及び示談の履行をもって、本市と相手方との間に何らの債権債務も存在しないものである。

位置図



